

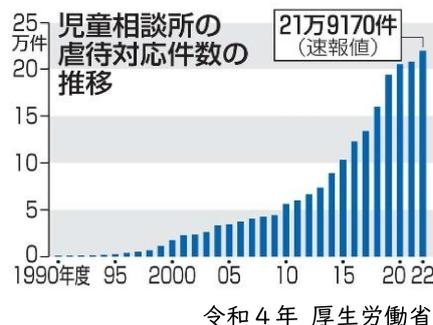


## 児童虐待への学校の役割

一昨年に児童相談所が対応した児童虐待件数は約22万件でした。中には、報道のような無責任・悲惨な事件だけでなく、子育ての悩みや不安が背景にあるものも少なくありません。

平成31年の千葉県野田市での児童虐待死事件を契機に、政府は学校や教育委員会・児童相談所・警察等に、児童虐待防止策の強化を指示しました。しかしその後も児童虐待件数は増加する一方です。

令和5年度重点目標  
「みんなと共に進む力を育む」



児童虐待防止法は、児童虐待と断定できなくても、その「疑い」の段階で、児童相談所等の関係機関に通告するよう義務づけています。

中でも学校は、地域の児童が集まる、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めるよう求められています。それでは学校では、どのように虐待の早期発見に取り組んでいるのでしょうか。

## 児童の健康状態の把握・共有

学校では毎日、児童の元気な学校生活のために健康状態の把握を行っています。その際、大きく分けて3つの段階で健康状態を把握しています。

第1段階は、朝の家庭からの報告(リーバー)による把握です。このことにより、出席の有無や感染症、登校後に体調を注意すべき児童等を確認します。

第2段階は、教室での把握です。朝の会で呼名をしながら一人一人の体調を直接目で確認し、気になる児童については、体温を測定(非接触)したり、その後の学校生活でも継続観察をしたりします。

第3段階は、保健室での詳細な把握です。例えば、体温・血中酸素飽和度の測定、表情・顔色や目の赤み・咳やくしゃみ・ケガの部位や状況等の観察を行い、気になることについては児童から聞き取ります。



これらの情報は管理職に報告され、早退の判断や、病院への救急搬送、学級閉鎖等の対応に活かします。もし報告の中に、虐待等の気になる情報があれば、虐待の「疑い」を含め、管理職が中心となり改めて確認をします。

## 虐待やその「疑い」の通告

虐待の「疑い」の確認は、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文部科学省)」をもとに行います。例えば、太腿部や臀部等の柔らかい部位・首や脇の下・外から見えにくい部位の等外傷(打撲・内出血・火傷・骨折等)。くり返すケガ、児童の訴え、急な体重減少などの確認をします。

<児童虐待の例>

- ◆身体的虐待
  - ・暴行等
- ◆性的虐待
  - ・猥褻行為、裸体等の撮影等
- ◆ネグレクト
  - ・育児放棄・放置・怠慢等
- ◆心理的虐待
  - ・暴言、兄弟間の差別、保護者同士の暴言や暴力等の目撃等

それらの確認結果をもとに、虐待と判断できなくとも、その「疑い」があれば、発見者の義務として、関係機関に通告するとともに、市の関係機関と情報を共有します。また、学校等は、「保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないこと」とされています。



児童相談所等は、通告を受けた後、直ちに児童の様子を確認し、虐待かどうかやその程度を判断します。そして、児童の安全確保、最適な家庭教育環境の構築のための支援、子育てに悩みをもつ保護者への援助等を実施します。

## お子さん、そして家庭のために

令和元年度の改正児童福祉法により、例え保護者によるしつけであっても、心身の苦痛を与えるものは体罰として禁止されることになりました。しかし一方でそのことが、日々子育てや家庭教育に悩むご家庭の支えには、十分につながっていないのかもしれない。

「何度言っても…」「親に反抗ばかりする」「よくないとは分かっているが、つい…」「もうどうしていいか分からない」等のお話を聞くことがあります。お子さんを愛しているからこそ、お子さんの成長に責任を感じているからこそ、多くの保護者が悩み、不安を感じるものと思います。しかしその状況のままでは、精神的に追い詰められる可能性も否定できません。

児童相談所等の児童虐待対応の目的は、短期的には子供の安全確保、長期的には子供にとって幸せな家庭づくりを支援することです。ですから、児童相談所等では、子育てに悩みをもつ保護者の相談にも応じています。日頃から、児童相談所や市福祉部等の関係機関に子育ての悩みを相談するということも、お子さんの健やかな成長、そしてよりよい家族の教育環境づくりの一助になるかもしれません。